

第12回筑波大学交通安全会理事会議事次第

1. 日時 平成19年7月24日(火) 17時30分
2. 場所 本部棟5階 大会議室
3. 議事

(審議事項)

- (1) 第11回理事会議事録(案)の確認について
- (2) 平成18年度決算報告について
- (3) 平成19年度予算(案)について
- (4) 平成19年度事業計画(案)について
- (5) その他

配布資料

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 平成11回理事会議事録(案) | 資料1 |
| (2) 平成18年度決算書 | 資料2 |
| (3) 平成19年度予算(案) | 資料3 |
| (4) 平成19年度事業計画(案) | 資料4 |
| (5) 平成19年度役員名簿 | 資料5 |
| (6) 交通安全会会則 | 資料6 |

第12回筑波大学交通安全会理事会議事録（案）

1. 日時 平成19年7月24日（火）17時30分から
2. 場所 本部管理棟 5階大会議室
3. 出席者 吉武、出口、野本、森田、菊地、椿本、真栄城、大日向、平野
菊池、神、安藤、服部、小川、皆川、程塚
（委任出席）石田、三輪
（監事）唐木、岡田、石崎
4. 列席者（財務部）松浦、阿内、黒岩
（交通安全会）黒沼
5. 配布資料
 - (1) 第11回理事会議事録（案） 資料1
 - (2) 平成18年決算書 資料2
 - (3) 平成19年度予算（案） 資料3
 - (4) 平成19年度事業計画（案） 資料4
 - (5) 平成19年度役員名簿 資料5
 - (6) 交通安全会会則 資料6

6. 議事

(1) 第11回理事会議事録（案）について

会長より、資料1に基づき説明が行われ、原案どおり承認された。

(2) 平成18年決算書について

財務部より、資料2に基づき説明が行われた。

出口理事より、委託契約の内容（契約内容、契約額の妥当性）について質問があり、財務部、交通安全会から説明が行われ承認された。

椿本理事より、駐車場利用について、見直しが必要、ゲート付駐車場と、ゲート無駐車場の利用料について一律にするべきでは、と意見が出され、吉武会長から今後、検討していく必要がある旨、発現があった。

(3) 平成19年度予算（案）について

財務部より、資料3に基づき説明が行われた。

出口理事より、修繕費（ゲート機器保守）と委託外注（ゲート管理）の内容、委託契約の契約時期について質問があり、財務部、交通安全会から説明が行われ承認された。

吉武会長より、年度の途中でも執行の見直し、抑制をしていく必要性、1月か2月には翌年度の予算、契約について検討を行う必要がある旨、発現があった。また、出口理事より医学地区のゲートに警備員が常駐しているが、その必要性について質問があり、岡田監事から病院職員が利用しており夜間等に緊急な呼び出しがあり、パスカードの無い場合やゲート故障トラブル対応のための警備員の常駐が必要である旨、説明が行われ了承された。

(4) 交通安全会会則について

椿本理事から、会則 第6条について質問があり、交通安全会から第1項、第3項の内訳、第2項は看護師宿舎駐車場であり、病院からの要請に基づき設定している旨、説明が行われた。

(5) その他

吉武会長から次のとおり発言があった

- 今後は総務課が交通安全対策委員会の事務と交通安全会の事務を所掌し、円滑に行っていきたい。
- 駐車違反取締・ゲート管理委託契約について契約内容の再検討を行っていきたい。
- 19年度執行について詳細な資料を用いて説明するのと併せて、20年度予算計画について2月頃に審議したい。
- 駐車場利用料の単価の見直しを検討していきたい。

第11回筑波大学交通安全会理事会議事録（案）

1. 日 時 平成19年1月25日（木）17時30分～
2. 場 所 本部管理棟5階大会議室
3. 出席者 吉武、宮本、野村、西川、三輪、岡田、平野、沢口、
遠山、崎山、山澤、石田
（委任出席者）古家、山田、菊池、高柳
4. 列席者（財務部）松浦、平間、齊藤
（図書館情報等支援室）石濱
5. 配布資料
 - (1) 平成17年度決算報告書 資料1
 - (2) 平成18年度予算（案） 資料2
 - (3) 交通安全会会則の一部改正（案） 資料3
 - (4) 春日地区における交通規制等について 資料4
 - (5) 平成18年度駐車場の許可状況について 資料5
 - (6) 平成18年度交通安全会役員名簿 資料6

6. 議 事

議事に先立ち、会長及び各理事から自己紹介があった。

審議事項

- (1) 平成17年度決算報告について
事務局より、資料1に基づき説明があり、原案どおり承認された。
- (2) 平成18年度予算（案）について
事務局より、資料2に基づき説明があり、原案どおり承認された。
- (3) 交通安全会会則の一部改正について

○ 理事の選出（教員）

事務局より、資料3に基づき説明があり、原案どおり8人とすることが承認された。

なお、選出元を次のとおりとすることが承認された。

[会則第9条第2項(1)「教員である会員から選出された者」の選出元]

人文社会科学部研究科、数理物質科学研究科、システム情報工学研究科、
生命環境科学研究科、人間総合科学研究科（人間系）、
人間総合科学研究科（体芸）、人間総合科学研究科（医学）、

図書館情報メディア研究科
(学群との関係も十分配慮して選出すること)

- 理事の選出（その他理事会が必要と認めた者）
会則第9条第2項（6）「その他理事会が必要と認めた者」として、過半数代表者、又は過半数代表者が推薦する者を選出することとなった。

- 春日地区の学生、職員の加入
事務局より、資料3及び資料4に基づき説明があり、春日地区の駐車場を利用する学生、職員も平成19年4月から交通安全会へ加入することが承認された。

報告事項

- (1) 平成18年度駐車場の許可状況について
事務局より、資料5に基づき駐車場の許可状況等について報告があった。

- (2) その他
会長から次のとおり発言があった。
 - 平成19年度予算案はできるだけ早く策定して提案したい。
 - 将来的に会費を見直すかどうかを検討する必要がある。
 - 交通安全対策委員会に関する事務は総務・企画部総務課が行い、交通安全会の支援は財務部資産管理課が行っているため、事務の一元化を検討したい。

決 算 報 告 書

第 5 期

自 平成 18 年 4 月 1 日

至 平成 19 年 3 月 31 日

筑波大学 交通安全会

茨城県つくば市天王台1丁目1-1

貸借対照表

平成 19年 3月31日 現在

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【 29,394,540】	【流動負債】	【 23,707,001】
現金	97,879	未払金	2,398,001
振替口座	20,592,720	前受金	20,364,800
普通預金 常陽	4,608,941	未払法人税等	70,000
商 品	4,095,000	未払消費税等	874,200
【固定資産】	【 2,773,196】	負債合計	23,707,001
(有形固定資産)	(535,946)	純資産の部	
機械装置	450,640	【株主資本】	【 8,460,735】
工具器具備品	85,306	(利益剰余金)	(8,460,735)
(投資その他の資産)	(2,237,250)	(その他利益剰余金)	(8,460,735)
受益者負担金	2,237,250	繰越利益剰余金	8,460,735
		純資産合計	8,460,735
資産合計	32,167,736	負債・純資産合計	32,167,736

損 益 計 算 書

自 平成 18年 4月 1日

至 平成 19年 3月 31日

(単位：円)

科 目	金 額	
【売 上 高】		
売 上 高	65,087,985	
売上値引・戻り	1,360,200	63,727,785
【売 上 原 価】		
期首棚卸高	3,990,000	
仕 入 高	4,095,000	
合 計	8,085,000	
期末棚卸高	4,095,000	3,990,000
売 上 総 利 益		59,737,785
【販売費及び一般管理費】		57,793,585
営 業 利 益		1,944,200
【営 業 外 収 益】		
受 取 利 息	16,829	
雑 収 入	100	16,929
経 常 利 益		1,961,129
税引前当期純利益		1,961,129
法人税、住民税及び事業税		73,364
当 期 純 利 益		1,887,765

販売費及び一般管理費

自 平成 18年 4月 1日

至 平成 19年 3月 31日

(単位:円)

科 目	金 額	
給 料 手 当	3,757,500	
旅 費 交 通 費	88,000	
通 信 費	169,707	
租 税 公 課	874,200	
消 耗 品 費	1,548,810	
修 繕 費	5,680,207	
支 払 手 数 料	327,075	
減 価 償 却 費	848,636	
委 託 外 注 費	23,069,338	
リ ー ス 料	10,430,112	
寄 付 金	11,000,000	57,793,585
合 計		57,793,585

株主資本等変動計算書

自 平成 18年 4月 1日
至 平成 19年 3月31日

(単位：円)

	株主資本						自己株式	株主資本 合計	純資産合計
	資本剰余金		利益剰余金		利益剰余金 合計	利益剰余金 合計			
	資本金	資本準備金	資本剰余金 その他資本 剰余金	資本剰余金 その他利益剰余金 繰越利益剰余金					
前期末残高					6,572,970	6,572,970	6,572,970	6,572,970	
当期変動額									
当期純利益					1,887,765	1,887,765	1,887,765	1,887,765	
当期変動額合計					1,887,765	1,887,765	1,887,765	1,887,765	
当期末残高					8,460,735	8,460,735	8,460,735	8,460,735	

個 別 注 記 表

自 平成 18年 4月 1日
至 平成 19年 3月 31日

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・・・個別法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・定率法

(3) 繰延資産の償却の方法・・・定額法

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式により処理しております。

2. その他の注記

(1) 未経過リース料 30,982,560円がある。

別紙の通り報告致します。


平成 19 年 5 月 31 日


筑波大学 交通安全会


吉武 博通

上記のとおり 相違ありません。

平成 19 年 5 月 31 日

監事 中内 靖 

監事 石崎 友規 

監事 松浦 宏 

資料3

平成19年度予算(案)

1.収入の部

科 目	人 数	単 価	収入見込額	18年度実績
19年6月30日現在(一般会費収入)	5,711		54,940,150	59,778,490
19年6月30日現在臨時入構者分(臨時会費収入)			1,204,984	5,309,495
ゲート駐車場追加見込(900×9ヶ月+パスカード代600)	350	8,700	3,045,000	
一般駐車場追加見込(400×9ヶ月)	150	3,600	540,000	
夜間、土日用追加見込(100×9ヶ月+パスカード代600)	100	1,500	150,000	
臨時入構者分見込 200名×183日	36,600	100	3,660,000	
前年度より繰越金(前期繰越利益 - 固定資産相当額)※			5,687,539	2,951,138
計			69,227,673	68,039,123

2.支出の部

給 料 手 当	非常勤職員1名	3,000,000	3,757,500
旅 費 交 通 費	非常勤職員1名	78,000	88,000
通 信 費	パトロール連絡用、ホームページ	200,000	169,707
租 税 公 課	消費税	1,500,000	874,200
法 人 税 等	法人税等	70,000	70,000
消 耗 品 費	臨時入構証、違反シール、ゲートバー、その他	1,500,000	1,548,810
修 繕 費	駐車場補修費、ゲート機器保守、コピー機保守	6,000,000	5,680,207
支 払 手 数 料	銀行振込手数料等	350,000	327,075
委 託 外 注 費	駐車違反取締、ゲート管理、安全会事務室、支援室派遣、データ入力	24,100,000	23,069,338
リ ー ス 料	ゲートリース	10,510,000	10,430,112
寄 附 金	環境整備費	11,000,000	11,000,000
パ ス カ ー ド 購 入 費	7,800枚	4,095,000	4,095,000
会 費 還 付 金		1,400,000	1,360,200
翌年度への繰越金		5,424,673	5,568,974
計		69,227,673	68,039,123

※ 決算書における貸借対照表の繰越利益剰余金(純資産の部)から

固定資産(資産の部)の合計を差し引いたもの $8,460,735 - 2,773,196 = 5,687,539$

平成 19 年度事業計画 (案)

◎ K10・仮設医学駐車場アスファルト補修工事 (医学ゲート内)

工事期間 平成 19 年 8 月 3 日 (金) ~31 日 (金)

安全会が運用する駐車場で唯一の未補修 (砂利引き) となっていたため、前年度の寄附金にて上記期間にて実施、駐車スペース 1 台分を従来の 2.25m から標準規格である 2.5m へ拡張する。

◎ 学生宿舎駐車場内ライン引き

3・一の矢北外来駐車場

53・平砂東駐車場

58・追越東駐車場

上記駐車場内は、駐車スペース用の白線が消滅し、駐車状況が雑然としてしまうため、本来の駐車台数が確保できるよう補修する。

◎ 看板、掲示板等の設置

昨今頻発している軽微な接触事故、悪質な当て逃げ等を撲滅する為の注意喚起、及び利用者の安全確保を目的とする。

駐車場内に於ける事件、事故等発生件数

平成 18 年度	平成 19 年度 (6 月 30 日現在)
17 件	13 件

平成19年度駐車許可台数 (6月30日現在)

	ゲート付	ゲート無	計
教職員	2,760	795	3,555
学生(宿舍居住者含む)	1,388	370	1,758
委託業者等	245	153	398
計	4,393	1,318	5,711

筑波大学交通安全会役員名簿 19年度

	選出元	役職名等	氏名	任期	選出区分
会 長	副学長	副学長(総務・企画)	吉武博通	19.4.1~20.3.31	第8条
理 事	人文社会科学研究科	人文社会科学研究科教授	出口正義	19.4.1~20.3.31	第9条第2項 第1号
	数理物質科学研究科	数理物質科学研究科准教授	野本信也	19.4.1~20.3.31	
	生命環境科学研究科	生命環境科学研究科講師	滝沢茂	19.4.1~20.3.31	
	システム情報情報工学研究科	システム情報工学研究科 准教授	森田昌彦	19.4.1~20.3.31	
	人間総合科学研究科(人間系)	人間総合科学研究科(人間系)教授	菊地正	19.4.1~20.3.31	
	人間総合科学研究科(体芸)	人間総合科学研究科(体育)准教授	椿本昇三	19.4.1~20.3.31	
	人間総合科学研究科(医学)	人間総合科学研究科(医学)講師	三輪佳宏	19.4.1~20.3.31	
	図書館情報メディア研究科	図書館情報メディア研究科 准教授	真栄城哲也	19.4.1~20.3.31	
	総務・企画部	総務課長補佐	大日向正人	19.4.1~20.3.31	第9条第2項 第2号
	財務部	資金管理課長	平野康幸	19.4.1~20.3.31	
	学生部	学生生活課 課長補佐	菊池今朝貴	19.4.1~20.3.31	
	施設部	施設環境課長	神幸雄	19.4.1~20.3.31	
	全学学類・専門学群代表者会議	図書館情報専門学群	安蒜孝政	19.4.1~20.3.31	第9条第2項 第3号
	全学学類・専門学群代表者会議 厚生委員会	化学類	服部大輝	19.4.1~20.3.31	
	大学院修士課程	環境科学研究科	小川隆則	19.4.1~20.3.31	
	大学院博士課程	生命環境科学研究科	皆川晋	19.4.1~20.3.31	
	学生担当教員室	人間総合科学研究科(芸術)准教授	程塚敏明	19.4.1~20.3.31	第9条第2項 第4号
	交通安全対策委員会	システム情報工学研究科 教授	石田東生	19.4.1~20.3.31	第9条第2項 第5号
	本部棟事業場に勤務する職員 の代表者			19.4.1~20.3.31	第9条第2項 第6号
監 事	学生担当教員室	人間総合科学研究科(教育)講師	唐木清志	19.4.1~20.3.31	第10条 第1号
	総務・企画部	総務課長	岡田実	19.4.1~20.3.31	第10条 第2号
	全学学類・専門学群代表者会議	自然学類	石崎友規	19.4.1~20.3.31	第10条 第3号

(名称)

第1条 本会は、筑波大学交通安全会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、国立大学法人筑波大学（茨城県つくば市天王台1丁目1番地1、以下「筑波大学」という。）内に置く。

(目的)

第3条 本会は、筑波大学の筑波キャンパスにおける駐車場（公用駐車場及び患者用駐車場を除く。以下「駐車場」という。）を利用する本学の学生、役員及び職員並びに関係者（以下「学生及び職員等」という。）で組織し、駐車場の安全確保及び交通環境の整備等を主体的に行うことにより、駐車場の円滑な運用を図るとともに、交通秩序を保持することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 駐車場の安全確保、会費徴収等の整理事業
- (2) 駐車場内に係る交通環境の整備事業
- (3) 会員への交通安全普及事業
- (4) その他本会の目的達成のために必要な事業
- (5)

(会員)

第5条 本会の会員は、筑波大学から駐車証の交付を受けた学生及び職員等とし、所定の入会手続を行った者とする。

2 入会手続の方法等については、別に定める。

3 会員は、学生及び職員等でなくなった場合又は駐車場の利用を要せず駐車証を筑波大学へ返却した場合に、その資格を喪失する。

(会費)

第6条 会員は、次のとおり会費を納めるものとする。

- (1) ゲート設置の駐車場を利用する会員 年10,800円
- (2) 指定駐車場を利用する会員 年6,000円
- (3) 一般駐車場を利用する会員 年4,800円

2 前項の駐車場を夜間、土曜日、日曜日又は祝日若しくは特定の期間に利用する場合の会費については、別に定める。

3 前2項の規定にかかわらず、身体障害者については、無料とする。

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 理事
- (3) 監事

(会長)

第8条 会長は、筑波大学の副学長をもって充てる。

- 2 会長は、本会の会務を総括する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ、会長の指名する理事がその会務を代行する。

(理事)

第9条 理事は、本会の会務を掌理する。

- 2 理事は、次に掲げる者とする。
 - (1) 教員である会員から選出された者 8人
 - (2) 事務職員等である会員から選出された者 4人
 - (3) 学生である会員から選出された者 4人
 - (4) 学生担当教員室から選出された者 1人
 - (5) 交通安全対策委員会から選出された者 1人
 - (6) その他理事会が必要と認めた者 若干人

(監事)

第10条 本会の会計及び会務執行の状況を監査するため、監事を置き、会長が次のとおりそれぞれ1人を指名する。

- (1) 教員である会員
- (2) 事務職員等である会員
- (3) 学生である会員

(役員任期)

第11条 理事及び監事の任期は、1年とし、再任を妨げない。

- 2 任期の始期及び終期は、会計年度と同一とする。
- 3 第1項の役員は、任期が満了した場合において、新たに役員が任命されるまでは、同項の規定にかかわらず、引き続きその職務を行うものとする、
- 4 欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事会)

第12条 本会に会長及び理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 会長は、理事会を招集し、その議長となる。
- 3 会長は、理事会の3分の1以上の請求があったときは、これを召集しなければならない。

(審議事項)

第13条 理事会は、本会に関する次の事項を審議する。

- (1) 運営に関する基本事項
- (2) 事業の運営方法、整理業務等に関する事項
- (3) 予算・決算に関する事項
- (4) 業務委託に関する事項
- (5) 会則の改正に関する事項
- (6) その他必要と認める事項

(議事)

第14条 理事会は、理事会構成員総数の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者と見なす。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第15条 本会に会員で構成する総会を置き、各年度の本会の運営状況及び決算について報告をうけるものとする。

2 会長は、理事会の議を経て、総会を招集することができる。ただし、総会を開きがたい場合は、理事会がこれに代わることができるものとする。この場合、会長は、その結果を広報刊行物への掲載その他の手段により会員に報告するものとする。

(業務委託)

第16条 第4条に規定する事業については、その業務を委託することができる。

(会計)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

2 本会の経費は、会費、預金利子等をもって充てる。

3 本会の経費は、会長が管理する。

(決算)

第18条 本会の決算書は、監事の監査を受け、会計年度ごとに作成されなければならない。

(事業報告)

第19条 本会は、事業の運営状況及び決算について、年度ごとに本学の学長に報告しなければならない。

(事務局)

第20条 本会に、本会の事務を処理するため事務局を置き、必要な職員を置くことができる。

2 職員は、会長が任免する。

3 職員は、有給とする。

(細目)

第21条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成16年7月2日)

1 この会則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年1月25日)

1 春日地区については、平成19年4月1日から、この会則を適用するものとする。